

学校いじめ防止基本方針

鹿児島県立鹿児島水産高等学校

1 いじめ防止に関する目標

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるもので、いかなる理由があっても行ってはならないものである。

いじめ問題の解決のためには、直接生徒と接している一人一人の教職員が、自分の学校や学級でもいじめが発生し得るとの危機意識を持つとともに、生徒たちが自らにいじめを撲滅するという意識を持たせることなどを通して、学校を挙げて家庭や関係機関等と連携した対応を徹底することが重要である。

本校においても、無記名アンケート調査や個別面談など、生徒の状況を把握する機会を定期的に設けるとともに、生徒が発する小さなサインを見逃さずに、教職員間で積極的な情報交換を行い、保護者や関係者からの幅広い情報収集に努め、組織的・計画的・継続的にいじめ問題に取り組むために、次のとおり方針を定める。

2 いじめの定義及び具体的な態様

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）より抜粋

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(2) 具体的な態様

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- イ 仲間はずれや集団による無視をされる
- ウ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- エ 金品をたかられる
- オ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- カ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- キ パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる

(3) いじめの重大事態

いじめ（いじめの疑いを含む）が原因で次に掲げる状態となった場合、重大事態として対処する。

- ア 児童生徒が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合
- オ 相当の期間（年間30日が目安）学校を欠席することを余儀なくされている場合

(4) いじめの解消

少なくとも次の二つの要件が満たされているとき、解消と認知する。

- ア いじめが止んでいる状態が少なくとも3か月以上継続していること。
- イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

いじめ防止対策推進委員会

(2) 構成員

生徒指導係会のメンバー（校長，教頭，生徒指導主任，生徒指導係，交通係代表，舎監長，教育相談係代表，生徒支援担当，養護教諭）及び必要に応じて本科学年主任，学科・コース主任，ウエルフェア九州病院心療内科臨床心理士，学校評価委員

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定及び検証
- イ 年間計画の企画と実施，進捗状況の確認
- ウ いじめの未然防止
- エ いじめへの対応
- オ 教職員の資質向上のための校内研修企画

4 いじめ防止のための取組

(1) いじめ対応の基本的姿勢

ア いじめは、「どの生徒にも起こりうる」「インターネット上のいじめなどで、ますます見えにくくなっている」「まだ気付いていないいじめがある」「1件でも多く発見し，1件でも多く解決する」という基本認識の下，一人一人の教職員が，未然防止に努めるとともに，いじめがあった場合は，関係機関と連携しながら，当該児童生徒へのケアや，いじめを行った生徒への適切な指導に，学校全体で迅速に対応する。

イ いじめが発生した場合，いじめを受けた生徒やその保護者の「いじめの事実関係を明らかにしたい」「何があったのかを知りたい」という切実な思いを理解し，対応に当たる。たとえ学校の対応に不都合なことがあったとしても，全てを明らかにして，対応を真摯に見つめ直し，いじめを受けた生徒やその保護者に対して適切に説明を行う。

(2) 未然防止

- ア 日常の教育活動において，学校はいじめを絶対に許さないという毅然とした態度を示す。
- イ 学校行事等を利用し，クラスや集団内における生徒間のコミュニケーションの機会を積極的に設定する。
- ウ LHRや講演会等を活用し，人権教育や情報モラル教育を推進する。
- エ 生徒会が主体となって，いじめを絶対に許さないという雰囲気作りに努める。
- オ いじめが解消した後も，再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ，当該いじめの被害生徒及び加害生徒を日常的に注意深く観察する。

(3) 早期発見

- ア 各学期に2回以上の「いじめアンケート」と，それを受けての個人面談を実施する。
- イ 各学期に「学校楽しいーと」による調査を行う。
- ウ 定期の教育相談において生徒の生活状況や悩み，クラスの状況について確認する。
- エ PTA総会，地区PTA，学年PTA，学級PTAなど，担任と保護者の面談機会を設け連携を図る。

(4) 早期対応

- ア いじめの疑いがある場合は、ささいな兆候であっても早い段階からの的確に関わり、状況を確認する。
- イ 教職員は一人で抱え込まず、速やかに生徒指導係に報告して情報の共有を図り、組織として対応に当たる。
- ウ 事実確認の結果、いじめが認知された場合は生徒指導係においてその後の対応を検討する。
- エ いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。そのために、いじめた生徒へは別室指導や出席停止などの措置を取る場合もある。
- オ いじめた生徒へは、速やかにいじめを止めさせた上で事実関係の聴取を行う。
- カ 被害・加害生徒の保護者に対して事実関係を報告・確認し、その後の対応について説明した上で協力を求める。
- キ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとする。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ク インターネット上の不適切な書込み等については、問題の箇所を確認し印刷・保存するとともに、関係生徒から事実関係の調査を行う。また、被害にあった生徒の意向を尊重し削除要請を行う。その際、必要に応じて関係機関等に協力を求める。
- ケ 重大事態又は重大事態の疑いが生じたとき、学校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うものとし、その記録（手書きのメモや生徒へのアンケートを含む）については、5年間保存する。
- コ 重大事態を認知した場合は、直ちに県教育委員会へ報告を行う。

(5) 生徒指導体制

- ア いじめられた生徒を支える体制をつくるために、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し対応する。
- イ いじめた生徒の指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、継続的に指導することで健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は複数の教職員で連携するなど組織的に対応し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、いじめを止めさせ、再発を防止する措置を取る。
- ウ いじめた生徒、いじめられた生徒ともに保護者と連携し、協力を求めるとともに継続的な指導及び助言を行う。
- エ いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく孤独感や孤立感を強める存在であることを理解させる。また、学級や集団全体で話し合う機会を設け、いじめはいかなる理由があっても絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

(6) 教育相談体制

- ア 6月と10月に定期教育相談を計画し、相談後の担任からの情報集約を行う。また、必要に応じて教育相談係が個別面談を実施する。
- イ 日常の保健室利用や欠席の状況を確認し、必要に応じて担任及び教育相談係が個人面談を行う。
- ウ スクールカウンセラー等の協力を得て、相談体制の充実を図る。

(7) 校内研修

- 教職員の資質向上のために、年2、3回程度の校内研修を行う。その際、外部講師を招いて行うことで、より成果の上がる内容で実施できるように配慮する。

5 年間計画

	生徒関係	職員・保護者関係	検証関係
4月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ問題を考える週間 生徒会いじめ撲滅宣言 いじめアンケート（面談） 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止基本方針の確認と周知 アンケート結果の共通理解 	<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケートの集計，分析
5月	<ul style="list-style-type: none"> 人権教育 学校楽しいーと／SNSチェックシート 	<ul style="list-style-type: none"> PTA総会 教科担任会 	<ul style="list-style-type: none"> 教科担任会まとめ 学校楽しいーと／SNSチェックシートの集計，分析
6月	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談 いじめアンケート（面談） 情報モラル教育 	<ul style="list-style-type: none"> 事例研究会 	<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケートの集計，分析 教育相談のまとめ
7月	<ul style="list-style-type: none"> 携帯，インターネット利用実態調査 学期反省 	<ul style="list-style-type: none"> 地区PTA 学期反省 	<ul style="list-style-type: none"> 学期反省及び次学期の取組確認
8月		<ul style="list-style-type: none"> 校内研修 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ問題を考える週間 生徒会いじめ撲滅宣言 いじめアンケート（面談） 	<ul style="list-style-type: none"> アンケート結果の共通理解 	<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケートの集計，分析
10月	<ul style="list-style-type: none"> 学校楽しいーと／SNSチェックシート 教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> 1・2年PTA 	<ul style="list-style-type: none"> 学校楽しいーと／SNSチェックシートの集計，分析 教育相談のまとめ
11月	<ul style="list-style-type: none"> 人権教育 情報モラル教育 	<ul style="list-style-type: none"> 教科担任会 	<ul style="list-style-type: none"> 教科担任会まとめ
12月	<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケート（面談） 学期反省 	<ul style="list-style-type: none"> 学期反省 	<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケートの集計，分析 学期反省及び次学期の取組確認
1月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ問題を考える週間 生徒会いじめ撲滅宣言 いじめアンケート（面談）／学校楽しいーと 	<ul style="list-style-type: none"> アンケート結果の共通理解 3年PTA 	<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケート／学校楽しいーとの集計，分析
2月	<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケート（面談） 	<ul style="list-style-type: none"> 職員研修 	<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケートの集計，分析
3月	<ul style="list-style-type: none"> 年間反省 	<ul style="list-style-type: none"> 年間反省 次年度提案 	<ul style="list-style-type: none"> 年間反省及び次年度の取組確認